

開 議

○**渋谷佐輔議長** おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、鈴木富美子議員から資料の配付について申し出があり、会議規則第150条の規定により許可いたしましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

○**渋谷佐輔議長** 日程第1、市政一般に関する質問を昨日に引き続き行います。

それでは、順次ご指名いたします。

平 進介議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 順位11番、議席番号5番、平進介議員。

(5番平 進介議員登壇)

○**5番 平 進介議員** おはようございます。

平成27年6月定例会において初めて壇上に立ち、一般質問をさせていただきました。以来、毎定例会において一般質問、総括質疑を行い、当局の考え方や提案等を行ってまいりました。市民福祉の向上を願い、この議場で発言し、当

局の考えをただし、提案し、その結果を広く市民にお伝えすることこそ議員の使命であるとの、勇退されました先輩議員の教えを守り、今日まで議員活動をしてまいりました。

今定例会が任期最後の一般質問となりますが、これまでご清聴いただきました議員諸兄、傍聴にいられました皆様、そして丁寧にご答弁いただきました市長初め当局の皆様には厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、質問に入ります。

本定例会における一般質問は、古代の丘への誘客促進対策等について並びに「食の安全安心＝レインボープラン特区」の検証についての2件であります。前向きな答弁をお願いいたします。

初めに、大項目の1、古代の丘への誘客促進対策等についてお伺いいたします。

市では、観光交流人口の拡大による地域経済の活性化等を目指しておりますが、その大きな資源の一つに古代の丘があります。私は、この古代の丘に国宝に指定された縄文土偶5体の整備を提案してまいりました。現在、古代の丘には15体の土偶が整備されておりますが、これは平成2年に縄文土偶群像工事で行われました。実際の土偶は小さくて眺めることしかできませんが、古代の丘の土偶は精緻に拡大され、子供が登っても壊れない頑丈さを持ち合わせております。

土偶が整備された5年後の平成7年に初めて長野県茅野市から出土した縄文のビーナスが国宝に指定されました。以来、全国で5体が国宝に指定されております。平成4年に山形県舟形町から出土した縄文の女神は、その20年後の平成24年に国宝に指定されております。数少ない国宝土偶を古代の丘に整備することは、観光交流の拡大に大きく寄与するものと思います。市長におかれては、引き続きご検討くださるようお願いをいたします。

さて、本題に入ります。古代の丘の施設の一つである縄文そばの館は、地元の人が地元でとれたそばを振る舞うということで開設された施設だと聞いております。当初は地元農家や仕事を勇退された方々が施設の運営を行っていましたが、時代の流れとともに経営する方がかわり、最近では若い子育て夫婦の方が携わり、提供しておられました。市内はもとより県外からもここのそばを目当てに来たという方にお会いしたことがあります。その方は福島県からおいでのになった方でした。市のホームページ等による情報提供のおかげだと思います。

おいしい食べ物屋さんがあるということは、全国津々浦々の観光の基本でもあります。しかしながら、幾ら評判のよいおいしいそばを提供しても、冬期間の約5カ月間も店を閉めなければならないという状況は、若い子育て夫婦にとって非常に厳しい経営状況であったと思います。その結果、縄文そばの館は平成28年11月で閉店せざるを得なくなりました。古代の丘管理運営協議会の皆さんも心配なされ、後任の人を探されたようですが、なかなか見つかりませんでした。以来、2年半が過ぎようとしておりますが、このたび新たに若い人が経営に乗り出すというお話をお聞きし、とてもありがたく感じているところです。古代の丘と縄文そばの館はセットメニューのようなものであります。今度こそ営業が継続できるように行政としても支援すべきと考えております。そうした点に立って以降の質問を行ってまいります。

初めに、縄文そばの館の運営再開に向けた経緯について農林課長にお聞きをいたします。経営される方は長井市出身だとお聞きしたのですが、どのような経緯で縄文そばの館に興味を持たれ、どのようなコンセプトでいつごろから営業を始められるのでしょうか。また、平成7年に縄文そばの館が整備されております。以来24年が経過しようとしております。この間にさま

ざま老朽化が進んでいる部分もあるのではないかと思います。施設や調理器具等の冷蔵庫や製氷器、エアコンなど、更新が必要となっているとのことですが、その対策と更新計画についてお聞きをいたします。

次の質問です。縄文そばの館は現在、冬期間の降雪や条例、規則の規定により通年営業できない状態です。このことがさきに申し上げた若い子育て夫婦の方が経営を断念せざるを得ない大きな要因だったとっております。私はこうした物理的な経営不安要因を取り除いていくことが大事だと思います。その点から、まずは通年営業が可能となるように、条例、規則の見直しを図るべきと思いますが、いかがでしょうか。

また、周辺道路として長者屋敷2号線が整備され、道路幅も広くなりました。古代の丘資料館や一般住居があり、除雪路線でもあります。駐車場の除雪体制も十分図れると思いますが、いかがでしょうか。農林課長にお聞きをいたします。

次に、Uターン経営者への支援策について地域づくり推進課長にお聞きをいたします。さきの総務常任委員会協議会において新年度予算の説明があった折、地域づくり推進課長からは、ふるさと交流定住事業に関し、首都圏在住または東京23区に通勤している人が長井市に戻り、市内の中小企業等に就業した場合は、移住支援事業補助金として100万円の補助支援ができるというお話でありました。今回の方はこの制度に該当するのでしょうか。また、このたびのような起業、業を起こした場合、別の支援策等があるのかお聞きをいたします。

次に、ジビエを目玉とした観光行政について商工観光課長にお聞きいたします。ジビエという言葉になじみのない方もおられると思います。日本ジビエ振興協会のホームページによりますと、ジビエとは狩猟で得た野生鳥獣の食肉を意味する言葉、フランス語で、ヨーロッパでは貴

族の伝統料理として発展してきた食文化で、動物のとうとい命を奪うかわりに、肉から内臓、骨、血液に至るまで全ての部位を余すことなく料理に使い、命に感謝をささげようという精神が流れているということでもあります。日本国内では多くの都道府県でイノシシや鹿などによる農作物や樹木の被害に悩まされており、生息密度をコントロールするため、鳥獣被害対策実施隊を組織し、地元猟友会の協力を得て、毎年一定量の有害鳥獣駆除を行っているようですが、捕獲された野生動物肉が食肉として利用されることは少ないということでもあります。

捕獲した野生動物を処理するためには、食肉処理施設や移動式解体処理車と言われるジビエカーが必要となります。狩猟場近くまでジビエカーで行き、捕獲した野生動物をジビエカーの中で一次処理して食肉処理施設まで運ぶという流れであります。食肉処理施設や車両の整備に多額の費用を要することや、捕獲頭数等による稼働率の低さなどもあり、まだ全国的に展開されていない状況のようであります。農林水産省はジビエの普及と衛生管理を含めた安心の確保を図るため、昨年5月に国産ジビエ認証制度を制定しております。きのうの一般質問で鳥獣被害対策について質問がありました。

長井市ではイノシシ被害が発生し始めております。現在は数頭の捕獲となっておりますが、今後鳥獣被害対策次第ではますますふえてくることも予想されます。有害鳥獣駆除として捕獲された野生動物の肉等をしっかりと最後までいただくということも大切でないかと思っております。新たに縄文そばの館で営業を始められる方は他店との差別化、独自化を目指して、ジビエにもこだわりたいとお聞きをしております。

私は、観光行政の観点から、本市において、また4月から活動を開始するやまがたアルカディア観光局において、県内に先駆けてジビエを目玉とした観光を取り入れ、県内外のお客様に

提供できるような仕組みづくりを検討すべきではないかと思っております。当然地元の猟友会や関係団体との協議なども必要と思っておりますが、いかがでしょうか。商工観光課長にお聞きをいたします。

この項の最後の質問となります。この4月から市内全部の公民館がコミュニティセンターへ移行いたします。これまでも申し上げてまいりましたが、コミュニティセンター化は単に名称が変わるではありません。施政方針でも述べられておりますように、地域住民の知恵と協働により地域防災の拠点づくりや地域福祉を充実させていく。また、地域づくり計画に基づき地域住民間の共助の仕組みを構築し、生涯学習の分野にとどまらず、地域特性を生かした防災、福祉等の幅広い地域展開、地域経営が期待されているものであります。

古代の丘も地域づくり計画で構想が示され、実現に向けた組織もあります。その活動をコミュニティセンターの職員が担うわけですが、その地域をまとめ、代表するのはコミュニティセンターの館長であると思っております。その館長にはこれまで以上に地域経営の手腕が求められます。私は、現在の館長職は週3日程度の勤務の非常勤となっておりますが、これを常勤体制とし、本格的に各地区の地域づくりを推進し、行政と一体でより住みやすい地域、活力ある地域となるよう体制を整えるべきではないかと思っております。それこそが第五次総合計画で目標とする「みんなでつくるしあわせに暮らせるまち 長井」の実践につながるものと考えます。市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、大項目2の「食の安全安心＝レインボープラン特区」の検証についてお伺いいたします。

平成14年12月に施行された構造改革特別区域法、いわゆる構造改革特区に基づき、長井市が特区申請しております。国内外で有名となりま

したレインボープランの理念をもとにしたもので、名称は「食の安全安心＝レインボープラン特区」であります。以来、約15年が経過し、この議場内において当時を知る人も少なくなっており、話がわかりづらいことや農業に一般企業が参入するという点で、農業を振興する長井市にとって大きな事案でもありますので、あえて敬称を省略し、企業名等を出ささせていただき、質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

なお、特区認定により2つの企業等が申請し、事業展開しておりますが、このたびは一般企業による農業参入に絞り、質問を行ってまいります。

特区申請は平成16年3月24日付で、「食の安全安心＝レインボープラン特区」として認定を受けております。特区の特例措置は大きく言って市内全域での農地賃貸借方式による株式会社等の農業経営の参入の容認というものであります。認定を受け、同年4月に設立したばかりの有限会社ニュー彩エン、代表取締役社長、中島良雄氏、以下、特定法人と言います。が翌月の5月に長井市長に対し、構造改革特別区域参入申出書を提出しております。その後、特定法人は致芳地区の五十川地内において約3万平方メートルの農地を長井市経由で借りて農業に参入し、農業経営活動を行ってきております。

私はこの間にこの事業に関し、不幸にして代表取締役であった1人のとうとい命が絶たれたということがあったこと、また賃貸借契約による農地の賃貸借期限が来年3月31日で終了となること、こうしたことから、この15年間を振り返り、レインボープラン特区を申請し、認定を受けた市町村としての長井市、実施主体としての長井市としてしっかりと検証し、今後の方向性を見定める必要があるのではないかという観点で質問を行ってまいりますので、ぜひ前向きな答弁をお願いいたします。

もう少し概要と経緯を述べたいと思います。特定法人が行う農業の内容や実施方法について、長井市に提出された構造改革特別区域参入申出書から部分的に引用いたします。有限会社ニュー彩エンは、長井地域における農産物を栽培、生産、販売の一貫体制を確立しながら新たな農業経営を目指す。地域マスタープランやレインボープラン認定農作物との整合性を図りながら、ハウス栽培を行う。レインボープランの理念である命の根源である土、農を基盤とした地域循環社会づくりを基本とした環境保全循環型農業に取り組み、次のような導入作物を選定するとして、イチゴ、ミズナ、ホウレンソウ等の作物名を上げております。また、地域循環の計画としては、有機堆肥の活用として、レインボープランコンポストや市内の株式会社ヨークベニマルからの食品残渣を原料とした有機物活用堆肥として農産物に充てるとしております。

農地は、農地所有者と長井市長と特定法人の3者で農地賃貸借契約書を締結しております。その期間は、先ほども申し上げましたが、平成16年6月から平成32年3月31日までの約16年間の賃貸借となっております。賃貸借契約が終了したときはその終了の日までに特定法人が目的物を現状に回復し、3者立ち会い確認して、農地所有者に返還するものとしております。

また、食の安全安心＝レインボープラン特区協定書を、認定市町村である長井市と実施主体である長井市、そして特定法人の3者で締結しております。この協定書では立入調査等を規定し、実施主体は本協定の実施状況の把握、確認等を行うため、必要がある場合は特定法人の立ち会いを求め、事業の所在地や立入調査をすることができるとしております。長井市は土地所有者から農地を借り受け、特定法人に貸すという仲介役としての立場のようであります。

この特区に関しては、反対の要望書も提出され、また平成16年6月定例会において一般質問

や総括質疑で議論が交わされたようであります。結果的には6月定例会に提案された補助金に係る補正予算が賛成多数で可決されております。また、農業委員会へは長井市と有限会社ニュー彩エンの両者により、農地法3条許可申請書が提出され、許可されております。以上、長くなりましたが、概略を申し上げ、順次質問をしてまいります。

初めに、総合政策課長にお聞きいたします。長井市がレインボープラン特区を申請するに当たり、その理念とするところと経営について、概要で結構ですので、端的にお答えいただきたいと思っております。

次に、農林課長にお聞きいたします。参入企業における農業経営の基本方針の概要について、先ほど申し上げた内容でよろしいのか確認させていただきます。また、食の安全安心＝レインボープラン特区協定書に定める長井市の立入調査等はこれまでであったのでしょうか、あわせてお聞きをいたします。

レインボープラン特区により五十川地内に幅25メートルほど、長さ100メートルほどの大きな軽量鉄骨造のハウスが1棟建ちました。その近くにパイプハウスが10棟ほど建ち並んでおります。その軽量鉄骨造のハウスは昨年あたりから一部に支障が生じ、ことしに入り、降雪の雪の影響もあってか、屋根の中央部がへこみ始めております。今後の強風等によっては倒壊するのではないかとと思われるほどの状況であります。

平成16年から始まりましたレインボープラン特区は15年を経過し、来年3月末で農地賃貸借契約が満了となります。引き続き契約が更新されるのかわかりませんが、参入企業である有限会社ニュー彩エンの代表取締役である中島良雄氏が経営する株式会社マークは、平成21年3月に民事再生手続を東京地裁に申し立て、現在、長井市にその建物はありませぬ。また、地域循環の計画としてヨークベニマルから食品残渣の

提供を受けて堆肥化するとしておりましたが、そのヨークベニマル長井店は、平成28年2月に閉店しております。レインボープラン特区で参入した特定法人の周辺は、このような状況となっております。参入した企業はレインボープランの理念に基づく環境保全型農業が確実に履行されてきたのでしょうか。

長井市が構造改革特区として認定を受け、長井市が目指した遊休農地の有効管理や食農教育、アグリセラピーの実践、新規農業者の研修の受け入れなど、どの程度実践されたのか検証し、レインボープラン特区が有効に機能したのかどうか。また、今後の農業行政等につなげるためにも検証すべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。市長にお伺いいたします。

最後に、お伺いいたします。今後のレインボープラン特区の方向性についてであります。1つには、特定法人は今後も継続して農業経営を行っていかれるのでしょうか。2つ目として、長井市として今後も参入を希望する一般企業があれば受け入れていくのでしょうか。

レインボープランの基本理念は崇高だと思います。台所と農業をつなぐ地域循環システムであります。各家庭の台所で出た生ごみをコンポストセンターで堆肥化し、できた堆肥を農地に還元し、長井の農地から生産された安全な農作物を再び長井の台所に還元するシステムであります。その理念を企業が実践することは非常に厳しいものがあるのではないのでしょうか。家庭版レインボープランをヨークベニマル等の事業所から出た残渣を活用しようとしたいわゆる事業所版レインボープランのようではありますが、どの程度実践されたのでしょうか。あわせて市長にお伺いいたします。

また、農地を守る立場として、農業委員会会長にはこれまでの農業委員会としての立場と今後の方向性についてお伺いいたします。

なお、平成17年9月1日からは長井市で認定

を受けた特例部分が全国展開され、同年11月22日付で特区認定の取り消しを受けているということでありました。また、平成21年に農地法が改正され、法人は一定の条件はありますが、全国どこでも貸借であれば農地の権利を取得することができるように改正されたとお聞きをいたしました。長井市が認定を受けた特区が一般化し、広く法人が農業に参入できるようになったということだと思えます。

質問の今後の方向性については、これから法人が参入する場合の長井市並びに農業委員会としての基本的な考え方についてどう捉えておられるのかについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** おはようございます。

平 進介議員のご質問にお答え申し上げます。議員からは2点ほどいただきました。

まず最初に、古代の丘の誘客促進対策等についてということで、私のほうからは、コミュニティセンター化により館長には地域経営手腕が求められる。館長職を非常勤から常勤に切りかえて、本格的に各地区の地域づくりを推進すべきではないかというご提言でございます。

議員からご質問ありましたコミュニティセンターの館長の常勤体制についてお答えをしたいと思います。議員からありましたように、平成31年度からは市内6地区、全地区でコミュニティセンターの運営が開始され、各地区の地域づくり計画に基づいた事業展開、そして地域経営の期待があるということに、私も同感でございます。異論はないところでございます。

ここで、各コミュニティセンターの運営体制を整理いたしますと、各コミュニティセンターの運営協議会の会長、代表を指定管理者として平成31年度から3年間の指定管理を予定して

ところでございます。全6地区のうち中央地区を除く5地区は、運営協議会会長と館長が兼務となっております。大きな責任と新たな事業を展開するという重圧の中で、日々事業の実践に取り組んでいただいていることに、まことに頭が下がる思いでございます。

平議員からご提案いただきました内容については、今後の地域経営につながる大変重要な仕組みであると考えます。まずは、各コミュニティセンター館長のご意見を伺いながら検討させていただきたいと思っております。

私も市長に就任させていただいて翌年から、初めてだったそうでございますけれども、各地区の公民館長さんと定期的に話し合いをということで持たせていただきました。それは行革という途中でもございましたけれども、今後、地域づくりの主体を、当時第4次総合計画は市民との協働ということがテーマのいわゆる総合計画でございました。私が議員もさせていただいたときにつくられた総合計画であるんですけども、市民との協働というのは形だけになってないかと。それはNPOとかそういったところだけにその役割を担わせていた感があったと。本来は市民一人一人の協働を広げていく。それにはやはり地区公民館のご協力が不可欠だということと、また当時は行革の中でいわゆる指定管理みたいな形で、より長井方式を充実させるためにということだったとは思うんですけども、さまざまな経費を削減せざるを得なかったということから、実情をお伺いしたかったということで、以降、若干各地区公民館の主事の待遇やら館長の待遇やらも意見などをお伺いし、少し改善しながら今後も定期的に我々行政と一体となって地域づくりの役割をお願いしたいと言ってまいったところでございました。

ただいまの館長のご意見ということがまず第一でございますが、次に、地域づくり計画の実践の核となりますコミュニティセンター職員に

についても、人材確保、職員のモチベーションアップの観点から、身分保障、待遇改善が必須であるとの認識です。非常に残念だったのは、私は知らなかったんですけども、1月になってからどうも来年、全ての地区公民館が指定管理に移行になると。その一番大切なときに、今まで一生懸命頑張ってきた主事の方が何名か退職されると。いろいろ聞いてみますと、去年の暮れにはぜひ、ちょっと生活が大変だから一時金という話もあったんだと。私は知りませんでした。これは大変な問題だなと。やっぱりこういった根本的なところをきちんと対応していかなくちゃいけないんじゃないかなと。これは担当の職員、担当課であったり担当職員に責任があるわけじゃなくて、私自身も申しわけなかったなと反省してるところですが、まずは今後、地域づくりの拠点としての役割を担っていただくわけですから、そこにはまずは身分保障とか、あと待遇改善をしっかりとやる上で、以前からお願いしておったんですが、法人化をしなくちゃいけないんじゃないかと。それはNPOがいいのか、あるいは一般社団がいいのか、そしてそれが各地区公民館、コミュニティセンターごとがいいのか、市一本がいいのかといったこともやっぱり整理しながら、まずは指定管理の主体である運営協議会をきちんとした形で、結局運営協議会の会長さんとか役員の方っていうのは、それぞれの地区のやっぱり役員の方ですから、定期的にかわるわけですね。それで果たしていいのかということもありまして、ここをメスを入れていかなくちゃいけないだろうと。そして同時に、やっぱり主事の方も生活があるわけですから、しっかりと給与表をつくって、毎年給与も上がると、定時昇給しながら、さらには一時金についてもやはりしっかりと規定しながらやっていく必要があるんじゃないかと思ってます。そこと一緒になってその運営の責任者である館長の常勤がいいのか、非常勤のままでいいのか、あ

と主事の人数がここでいいのか、そういったところも31年度は検討していく時期に来てるんじゃないかと。ちょっと遅くなりましたけれども、早急にそうしていかなくちゃいけないというふうに思っております。

それと同時に、古代の丘なんかもそうなんですけど、スタートした当時は地区がその運営を担っていただいていたと。それは平成の初めのころだと思いますが、その当時はよかったと思うんですね。まだ地域に元気がありましたし、若い人たちもたくさんいたと。ところが、もう平成が終わろうとしてる今、やはりこういったところも古代の丘全体を通して、資料館もそうなんですけど、やっぱりできれば西根のコミュニティセンターで指定管理として受けていただきたい。その際には市のほうでいろんな算出をして、指定管理料もちろんお支払いしますが、あわせて運営主体となっていただく、例えば西根のコミセンについては収益事業もしっかりと取り入れていかないと、やはり指定管理した意味がないですね。そこでやっぱり地区で運営することによって収益を上げて、さまざまな地区のいろんな事業にその経費も充てられるような、そしてまたしっかり働いていただいた人にそれを還元できるような、そういう仕組みをつくっていかなくちゃいけないというふうに思っているところです。

もっといろいろお話ししたいんですが、時間がないので、このぐらいにしたいと思いますけど、なお、新しく取り組んでいただける方には大変期待しております。私も会ったことないんですが、企画書などを見せていただいて、なかなかすばらしいと。ただ、少し言わせてもらおうとストーリー性が弱いなということだと思ってます。ご本人は聞くところによると、子供のころ体験した縄文キャンプが死ぬほど嫌だったと、そこからきてるということなんですけど、いや、あれはあれですごくいいと思いますし、

縄文まつりも地区でなさってますし、また何でしょうかね、縄文太鼓とか、いろんなことを地元の皆さんが本当に苦労してなさってるんで、そういったところを生かしつつ、どういうふうにして縄文そばもそうなんです、いろいろな料理、食事、そういったものが国宝級の縄文のビーナスみたいなものが出てきたらまた全然違うんでしょうけども、今の中でどうしていくかということがやっぱり知恵を絞っていかなきゃいけないと思ってるんです。

続きまして、2点目の「食の安全安心＝レインボープラン特区」の検証についてでございますが、まず、参入企業によるレインボープランの理念に基づく環境保全型農業が確実に履行されたのか、長井市の特区の検証をすべきでないかということでございます。

これは議員おっしゃるように、もう平成17年には法人、ある一定の資格を持った、いわゆる農家、農業法人以外の法人も農業に参画できるということで農地法が大きく変わったわけではございますが、レインボー特区ということで国の認定を受けたと。それは、私も当時は議員をさせていただいておまして、議員からあったように、たしかハウスの補助金だったと思うんですね。それは私も賛成したという記憶がございます。むしろ平議員がよくご存じだったんじゃないかなと、そのあたりの経過は。私は裏の経過はわかりません。ただ、当時のありましたニュー彩エンの中島社長さん、これは当時副会頭をなさって、いろいろ当時の市長と交流があって、農業に非常に関心が高い人だったというのは私も記憶してますんで、多分農業をやりたいと。聞いておったのは、イチゴのウイルスフリーで栽培するんだと。だから私も、えっ、ハウス栽培で農薬とか殺菌剤使わないで本当にできるのかなと思ってたんですが、ウイルスフリーだっていうんですよ。ですから、できるんだろうなというふうに思っていました。ところ

が、市長になって知ったんですが、なかなかうまくいかなかったと。もう多分一、二年で経営的にはかなり厳しかったんじゃないかと推測されます。その理由が後で聞いたんですが、これは市長に就任してから聞いたんですけども、主作物のイチゴが全く売れなかったと。それはお菓子、例えばショートケーキについてのイチゴみたいな、ああいったイチゴをつくってるんだって聞いてたんですが、品種がいわゆる主流品種じゃなかったんで、全く売れなかったんだということでございました。あと栽培のほうも最初はよかったんだけど、後々だんだんうまくいなくなってきたという話は聞いてたんですが、痛ましい事故もあったわけですけども、私が市長になって間もなくだったと思うんですが、実は損害賠償ということで文書でいただきました。これ何のことかよくわかりませんでした。結局レインボープラン特区ということで市が間に入ってニュー彩エンと地権者の方との契約を仲介したと。その当時、ニュー彩エンを経営者がかわられたと思うんですけども、その方からなんですけども、市も責任あるんじゃないかということだったんですけども、その方とはお話ししまして、市のほうでは経営は全く携わってないので、市で損害賠償というのはできませんということでご納得いただいたというふうに思ってるんですけども、ただその後の経過っていうのは本当にわかりません。これ会社の経営でございまして、全くかかわっておりませんし、中島さんとも私は市長になってから1回も会ってませんし、1回もしゃべってませんし。ですから、全くわかりません。

済みません。長くなって申しわけないんですが、法人の経営の基本方針では、環境保全型農業の取り組み計画として農薬や化学肥料の使用量の軽減を図り、環境への負荷を少なくするため、地域資源循環方式を採用し、安全安心な付加価値の高い農産物の生産の構築に努めるもの

とするという基本理念を、当時レインボープランって非常に有名でしたので、それで多分特区をとったんだと。本来の趣旨はわかりません。これにやってるはずだったと思います。ただ、もう既に運営自体がどうなってるかわかりませんので、検証することは今となっては当時のことはわかんないですけども、これから総括的なものはやっぱり必要なのかなと、簡単に申し上げますとっております。

その後、農林課長からもあると思いますので、詳しいことは申し上げませんが、もう一つレインボープラン特区が有効に機能したのかどうか、今後の農業行政につなげるためにも検証すべきだと思うが、どうかという質問でございしますが、地域循環システムでもあるレインボープランを機軸とした環境保全型農業の実践のほか、農業生産法人以外の農業参入により、遊休、荒廃農地の有効活用、後継者不足の解消、農業の活性化、安心安全な農産物のさらなる安定供給を図ることなども目的としています。その中では遊休、荒廃農地になるおそれがあった農地を有効に活用してきたことや雇用の創出につながるなど、評価できる点も客観的に見てあったとは考えているようです。

ニュー彩エンとの農地の貸借の期間は平成32年3月31日で、16年間で満了となります。その後の話し合いを進める中では、これまでの取り組みについて、繰り返しになりますが、何らかの検証が必要ではないかと思っております。

最後に、特定法人は今後も継続して農業経営を行っていくかについてでございますけれども、これは平成29年2月になりますが、法人としては貸借料を見直したいということ、また平成21年の農地法改正もあり、当該法人から市が入った三者契約ではなく、法人が直接地権者と賃貸借契約を締結したいので、地権者の意向を確認したいという申し出があり、それを受けまして市のほうで地権者の意向を確認したところです。

結論から申し上げますと、さまざまな意見や要望がありまして、当該年度中に全案件の調整を図って手続を進めていくことは困難であることから、従来どおりの契約期間まで三者契約で賃貸借契約を継続していくこととし、現在にしております。今後も法人の経営については、土地の賃貸借契約が平成32年3月31日で期限を迎えることから、今後の協議の中で意向を確認したいと思っております。

また、長井市で今後も参入を希望する一般企業があれば受け入れていくのかについてでございますが、一般企業の参入ということについては、議員からもありましたように、平成21年度の農地法改正により一定の制約がありますが、農地の貸借ができるようになっております。そのため、しっかりとした経営計画を持って長井市の農業振興に寄与するのであれば否定するものではないと思っております。

一方、現在、長井市には農業経営改善計画の認定を受けている農業者、いわゆる認定農業者であります。法人では13法人、農事組合法人とか有限会社でございますけれども、これが認定を受けております。家族経営の農業ももちろん重要ですが、TPPの発効などもありまして、国際競争力の強化が必要となってきています。市内の農業者の中で意欲のある農家や法人化を進める農家を育成、支援していくことは重要だと考えているところでございます。

○内谷重治市長 寒河江忠農業委員会会長。

○寒河江忠農業委員会会長 私には、農地を守る立場としてこれまでの農業委員会としての立場と今後の方向性についてというご質問をいただいております。

これまでの立場につきましては、農地は農業者が責任を持って耕作するものというふうに認識してまいったところであります。そしてまた、先ほどもありましたように、長井市の特区申請のときを振り返りますと、現場農業者として大

分驚き、不安を感じたというふうに振り返っております。以下、ご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、平成21年度の農地法改正により農地所有適格法人以外の一般企業でも、一定の要件を満たせば農地の貸借が可能になりました。その主な要件であります、大きく3点あります。1つ目、貸借契約書に解除条件が付されていること。これは適切に管理しない場合は契約を解除する旨の条項を盛り込むというものであります。2つ目、地域における適切な役割分担のもと農業を行うこと。これは具体的に集落での話し合いや農道、水路等の維持管理に積極的に参加しなさいというものであります。3つ目、業務執行役員、または重要な使用人が1人以上農業に常時従事することという以上の3点となります。これら3つの要件を満たせば農地の貸借という形態のみに限定はされますが、一般企業でもご案内のように、農業参加が可能となった次第であります。

この要件緩和は平成15年の構造改革特区制度により、試験的に一般企業の参加を認めた結果、一般企業も地域の農業の担い手になり得ると国が認めたもの……。

(「わかりました。少しつめて」と呼ぶ者あり)

○寒河江忠農業委員会会長 はい、了解しました。

それでは、これからの方向性ですけれども、28年の改正を受けて、次の3つについて取り組むということです。1番目、担い手への農地集積、集約化の促進と。2つ目、遊休農地の発生防止、解消。3番目、これが今のご質問の点であります、新規参加の促進となっております。この新規参加の促進については、一般企業も地域の農業の担い手になり得るという観点から、先ほど申し上げましたように、積極的に推進するようにというふうに国から方針が示されておるところです。

ご案内のように、農業委員会の業務は農地の

貸借、売買などに関する許認可、これ主でありますけれども、今後は農地利用、いわゆる農地利用の最適化と言われておりますが、この観点から一般企業も含めた新規参加を積極的に推進していかなければならないという、そういう立場になったと感じてるところであります。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

○寒河江忠農業委員会会長 ありがとうございます。

○渋谷佐輔議長 新野弘明地域づくり推進課長。

○新野弘明地域づくり推進課長 平議員の質問、1番、(4)Uターン経営者への支援策につきまして、縄文そばの館経営予定者につきまして、移住支援事業補助金の該当となるか、または別の支援策はあるかとの質問でございます。

最初に、移住支援事業につきましては、地方創生推進交付金を活用いたしまして、県と県内全市町村が31年度の新規事業として取り組むものでございます。現在、県と県内全市町村のほうで連名で国に申請中でございます。移住支援事業の対象者の条件につきましては、東京23区に在住または23区に通勤している方、これは直近5年間となります。その方が長井市に移住しまして地域の重要な中小企業等に就業した場合、就業した場合の移住支援金となります。あともう一方が起業した場合でございますけれども、同じように東京23区に在住、通勤している方で長井市へ移住しまして地方創生起業支援事業によります起業支援金の交付決定を受けた者が対象となります。

このたびの経営予定者の方につきましては、起業支援金の交付決定を受ければ移住支援金の該当となります。これにつきましては、県が31年度の地方創生推進交付金を活用しての制度でありますので、県が交付決定を受けてから起業支援金の仕組みをつくりまして、その構築まで時間を要すること、また経営予定者の方の開業予定の時期、そのほかお聞きしてる状況により

ますと、該当は難しいということでございます。ただ、その方と今後情報交換しながら対応してまいりたいと思います。

なお、移住、起業関係の支援策としましては、ただいま申しあげました移住支援金につきましては、単身で最大60万円、最大で世帯で100万円となります。起業支援金につきましては最大200万円、対象経費の2分の1補助になりました。交付決定後、移住支援金のほうも対象となりますので、合計で300万円が該当となります。そのほか現在ある起業の支援策といたしまして、長井市起業・創業補助金、こちらは2分の1補助で最大60万円、あとやまがたチャレンジ創業応援事業、こちらは3分の2補助で最大100万円、そのほかキャッシュレスIT導入補助金、レジ補助等ございますし、そのほか低金利な融資制度もございますので、そういった中身で対応していきたいと思います。

経営予定者の方につきましては、これまでも農林課や商工観光課のほうで支援策等、相談しておりますけども、引き続き情報交換しながら対応してまいりたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 桐生芳弘農林課長。

○**桐生芳弘農林課長併農業委員会事務局長** それでは、順次回答いたします。

縄文そばの館につきましては、28年11月以降閉店ということになっていたわけですが、このたび応募されたという方については、伊佐沢出身で東京在住の男性ということで、1年から2年の間、家族とともにUターンすることを予定しているということでございます。以前から長井の地域おこしをしてみたいというお気持ちもあって応募されまして、その中で縄文そばの館に興味を持ったということでございます。オープンについては現在4月中旬に今プレオープンということで、桜の開花時期に合わせてグランドオープンを予定しているということです。当面は土日及び祝日の昼のみの営業、それから夜は完

全予約制の営業を予定しているということでございます。

次に、施設や調理器具等の更新についてですが、28年の閉店以降につきましては、屋根の塗装であったり、あるいはトイレの便座の交換であったりというのを行っておまして、中の設備につきましては現在確認中ですが、冷凍冷蔵庫とか製氷器についてはある程度使用できるのではないかとこのふうなことでございます。エアコンは故障しているという状況もありますが、この辺の状況については現在確認しておりますので、どのようなものを更新しなければならないのか、あるいはどのように負担していくかについては、市とそれから委託、それも協議会と打ち合わせをしておりますので、その結果を受けて対応したいというふうに思います。

3番の通年営業できるようにすべきではないかにつきましては、現在、条例では2月1日から2月いっぱい休館というのが条例上の休館日でございます。市と協議会との協議の中で冬期間の利用人数とか売上高、人件費等から検討して、現在は11月までの営業時間となっておりますが、今後、関係者の意見を伺いながらその辺は検討していきたいというふうに思います。

次に、レインボープラン特区の認証についてでございますが、概要については平議員が述べられた内容のとおりだと認識しております。それから協定書に基づく立入調査等があったかということですが、この条項に基づく立入調査は行っておりません。

○**渋谷佐輔議長** 赤間茂樹商工観光課長。

○**赤間茂樹商工観光課長** ジビエ料理につきましては、突出した観光資源になり得ますので、非常に魅力があるものではないかと思っております。仮に提供できる体制ができたといういたしましたらば、観光局として誘客の体制整備をしていきたいというふうに思います。

また、野生鳥獣の処理加工施設については非

常にハードルが高いというふうにお伺いしております。商工観光課といたしましては、ジビエに限らずとも、地域のコミュニティーで行う産業、創業を行う場合については支援してまいりたいというふうを考えているところでございます。

○**渋谷佐輔議長** 5番、平 進介議員。

○**5番 平 進介議員** ありがとうございます。

答弁お願いしておりました総合政策課長におかれましては、また、後ほどの機会に答弁をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお伺いいたします。

それで時間もありませんからですが、2番目の少しお聞きをして、お願いをしていきたいというふうなことなども含めてお話をさせていただきます。

2番目のレインボー特区につきましては、市長のほうからこれまで検証というふうなことについて総括的なものが必要ではないかというふうなお話などもいただきましたので、来年の3月で一旦切れるわけですから、行政としての何らかのアクションなどもあると思しますので、それらも含めてお願いをしたいと思います。

それから古代の丘につきましては、支障がないようにというか、今回起業する方がおられるわけですから、その起業とその支援金が後で知って、何だそういうふうなことだったのかということのないようにだけ十分に情報を提供していただきたいと思います。

以上です。大変ありがとうございました。終わります。

鈴木富美子議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 次に、順位12番、議席番号6番、鈴木富美子議員。

○**6番 鈴木富美子議員** おはようございます。

長井創生の鈴木富美子です。3月定例会一般質問最後となります。4年前と同じように、それ以上に緊張しております。最後までしっかりと質問させていただきしますので、ご答弁よろしくお伺いします。

初めに、第1項目にありますように、学童クラブと幼保小連携についてお伺いいたします。学童クラブのよりよい運営と子供たちの居場所づくりに供する施策と幼保小連携専門員の活動内容と効果をお聞きいたします。

初めに、西根学童クラブについてお伺いいたします。西根学童クラブは現在、西根小学校の空き教室を利用してるわけですが、教室には33人と多くの児童がおります。一クラスではとても狭く感じ、天候が悪いときは外で遊ぶこともできず、息苦しささを感じるような気がいたしております。父兄からも何とかしてほしいとの声が再三聞こえております。私も29年9月議会でこのことについてはお聞きしております。子供の数は減るわけですが、学童クラブを利用する子供は今後ふえると思います。市としてどのように対応していくのか、子育て推進課長にお伺いいたします。

○**渋谷佐輔議長** 梅津義徳子育て推進課長。

○**梅津義徳子育て推進課長** お答えをいたします。

西根学童クラブは西根小学校の余裕教室1室を利用させていただきまして、平成29年9月より現在の場所に移設をいたしました。利用者数については、平成28年度までは25人以下の数字で推移をしていたことから、移設の際は余裕を見て35人規模というふうになりましたが、移設をした29年度から利用者数が増加し、基準の上限に近い利用者数となっております。これは西根学童クラブだけではなく、長井市全体の傾向となっております。平成27年度と比較しますと、平成27年度では長井市全体で学童クラブの利用者数は全児童の約21%だったものが、来年度、